

研究ノート

瓦倉の瓦に記銘された名前は誰か — 水戸市台渡里廃寺跡長者山地区出土の同一人名文字瓦の検討 —

川口 武彦

本稿では、常陸国那賀郡衙正倉院と考えられている水戸市台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉SB001から出土した、同一人名が記銘されたヘラ書き文字瓦を取り上げ、記銘位置、筆記具の先端形状や運筆状況について検討した。その結果、同一人名の文字瓦は、ひとり人間が記銘したのではなく、複数の人間によって記銘されている状況が明らかとなった。記銘された名前が瓦工のものであれば、全て酷似もしくは類似した筆跡になるはずであり、上神主・茂原官衙遺跡SB01出土文字瓦の研究成果（山中 2003・2007）から、記銘された名前は瓦工のものではなく、雑徭相当日数を超過して瓦生産に従事する瓦工に支

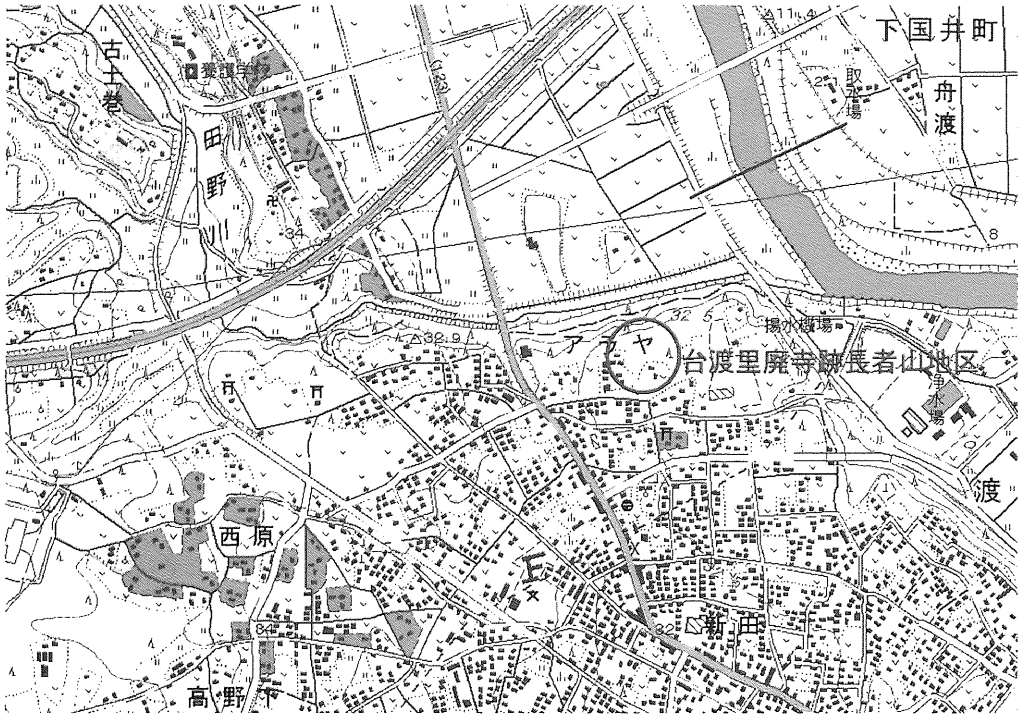
給する食糧などを納める代わりに雑徭の徴発を免除された人物の名前であろうと推定した。さらに人名文字瓦が、法倉とみられる7×3間の瓦倉から出土しているのに対し、複数棟確認されている3×3間の一般的な瓦倉からは、人名文字瓦が1点も出土していない状況に着目し、7×3間の瓦倉1棟の造営に必要となる瓦の量よりも3×3間の瓦倉複数棟の造営に際して必要となる瓦の量が多いと考えられることから、人名文字瓦が葺かれた瓦倉SB001が法倉という賑給用などに出用された穀稲を収納する救済的な性格を目的としていた特殊性を重視すべきではないかと指摘した。

I. 序

郡衙の正倉は、租税として集めた穎穀を収納保管する倉庫として機能しただけでなく、律令国家の威信や支配の正当性を誇示するための施設として位置づけられていた（山中 1994）。こうした正倉の多くは、板葺や茅葺あるいは桧皮葺であったが、下野国と常陸国の郡衙の正倉の一部には瓦葺が採用されており、そうした正倉は瓦倉と呼ばれている（大橋 1999・2007、志賀 2003）。瓦倉がみついている常陸国の官衙遺跡のひとつが那賀郡衙正倉院と考えられている水戸市渡里町にある台渡里廃寺跡長者山地区である。

本遺跡からは、戦前に行われた高井悌三郎の発掘調査で2棟の瓦倉が、昭和48年に水戸市教育委員会が行った発掘調査で2棟の瓦倉が確認されており（高井 1964、瓦吹 1991）、高井の調査で確認された長者山第1号跡からは那賀郡内の郷里名や造営に携わった人物の名前を記した260点の文字瓦が出土している（高井前掲）。

筆者は、高井の調査で出土した文字瓦を再報告し、5種類の共通するヘラ書き文字の筆跡の検討から、同文（名）同筆と考えられる可能性が高いものと同文（名）異筆と考えられる可能性が高いものの両者が存在すること、同文（名）異筆と考えられる文字瓦については2～3名以上の記銘者が関わっていたと予測できることなどを指摘した（川口 2007a）。しかしながら、時間の制約と筆者の力不足から瓦に記銘された名前がどのような人物であったのか、記銘者と



第1図 台渡里廃寺跡長者山地区の位置

具体的にどのような関係にあったのかについては論じることが出来なかった。

旧稿の脱稿後、水戸市教育委員会が行った平成18年度の範囲確認調査で高井の調査で出土していた文字瓦と同名の文字瓦が出土し（水戸市教育委員会 2007）、旧稿で言及することが出来なかった瓦に記銘された人名や記銘者像に関する見通しを得ることが出来た。そこで、本稿では台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉から出土した同一人物の名前を記したと考えられる文字瓦を取り上げ、それらの名前がどのような人物の名前であったのか、記銘者とどのような関係にあったのかを検討し、常陸国那賀郡衛正倉院の瓦倉の修造に際して導入された屋瓦の生産経費負担システム的一端について予察を述べたい。

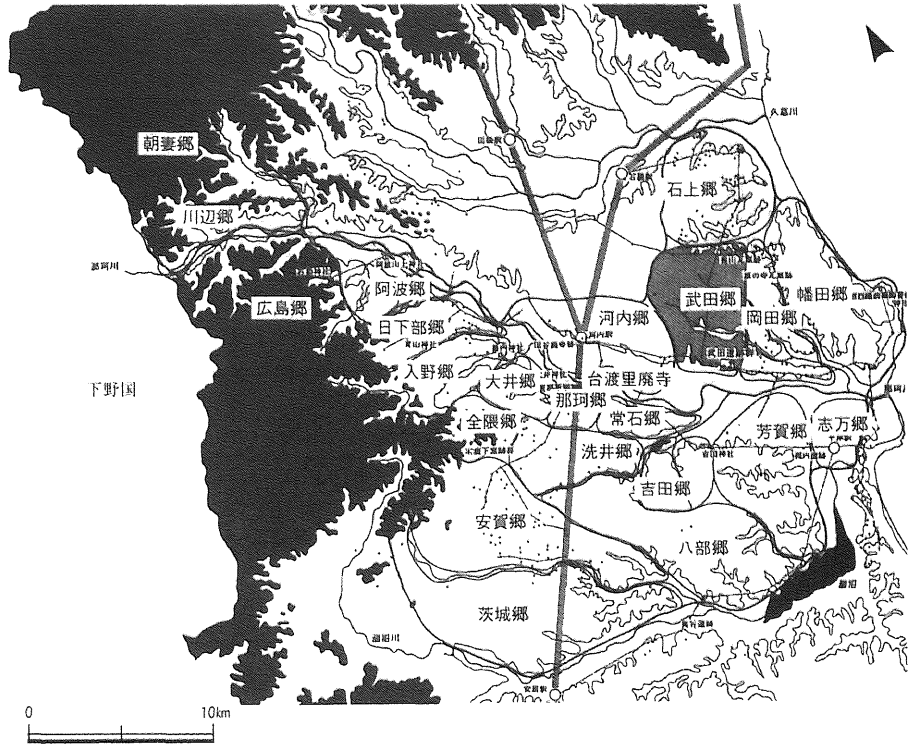
Ⅱ. 台渡里廃寺跡長者山地区の概要と調査・研究史

1. 遺跡の概要

台渡里廃寺跡は、北緯36度24分22秒、東経140度26分05秒（世界測地系）に位置し（第1図）、律令期の行政区分は常陸国那賀郡の那珂郷（郡衙の置かれた郡名郷）に所在していた（第2図）。

現在の行政区分は、茨城県水戸市渡里町字長者山3119ほかに所在し、那賀郡衙と郡衙周辺寺院が複合した遺跡と考えられている（第3図）。

本遺跡は北を那珂川に南を桜川に挟まれた、通称「上市台地」と呼ばれる那珂川によって形



第2図 常陸国那賀郡の郷と遺跡の分布

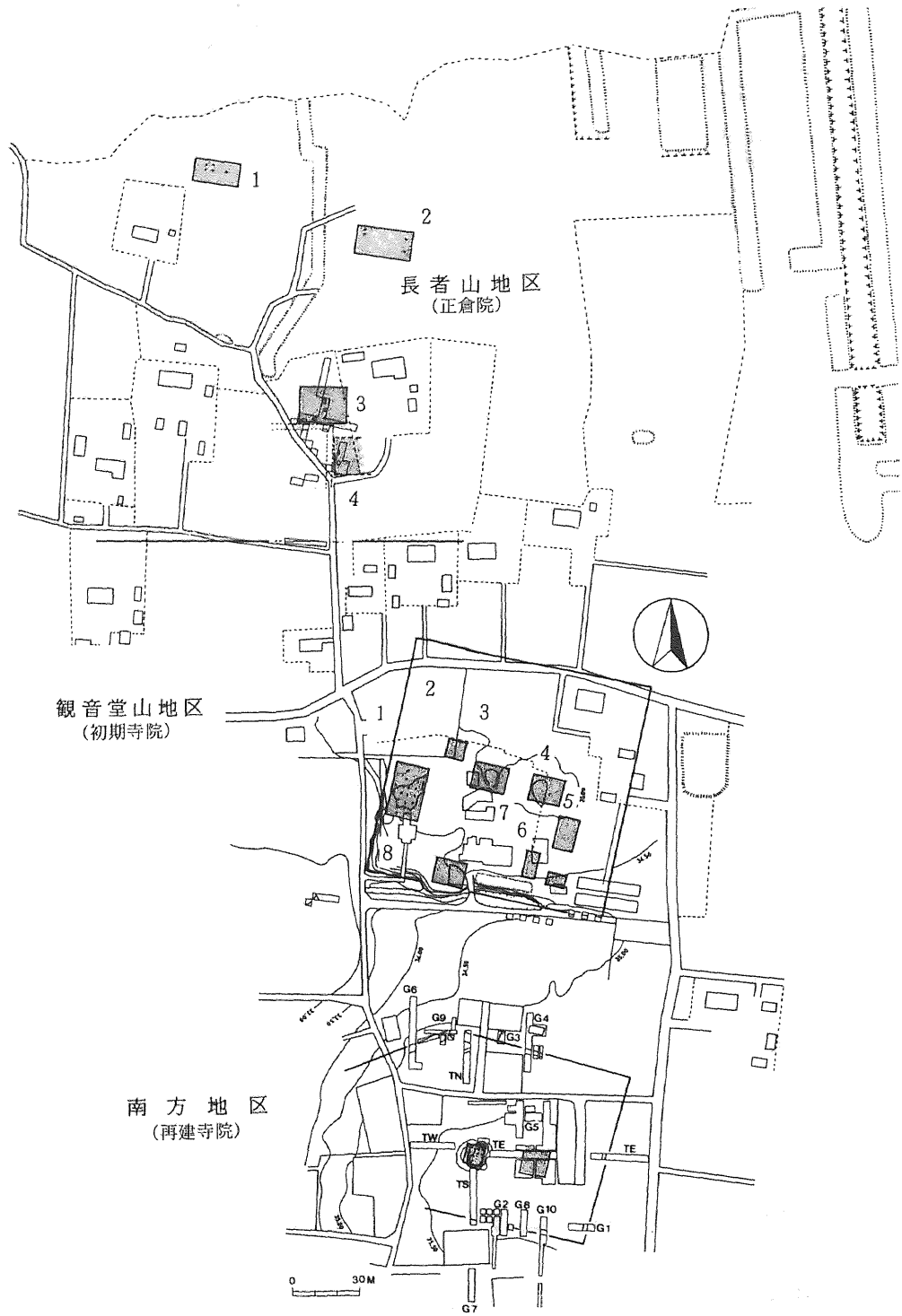
成された標高32mの河岸段丘上に位置しており、南北方向に流れていた那珂川が渡里地区付近で緩やかに東の方向へ蛇行していく場所である。渡里という地名がいつ頃まで遡りうるのか定かではないが、渡河点との関わりが想定される地名である。

本遺跡は、北から長者山地区、観音堂山地区、南方地区の3地区に分けられており（第3図）、長者山地区是那賀郡衙の正倉院、観音堂山地区は7世紀後半に創建された初期寺院、南方地区は9世紀後半に再建された寺院と考えられている（川口2007b）。

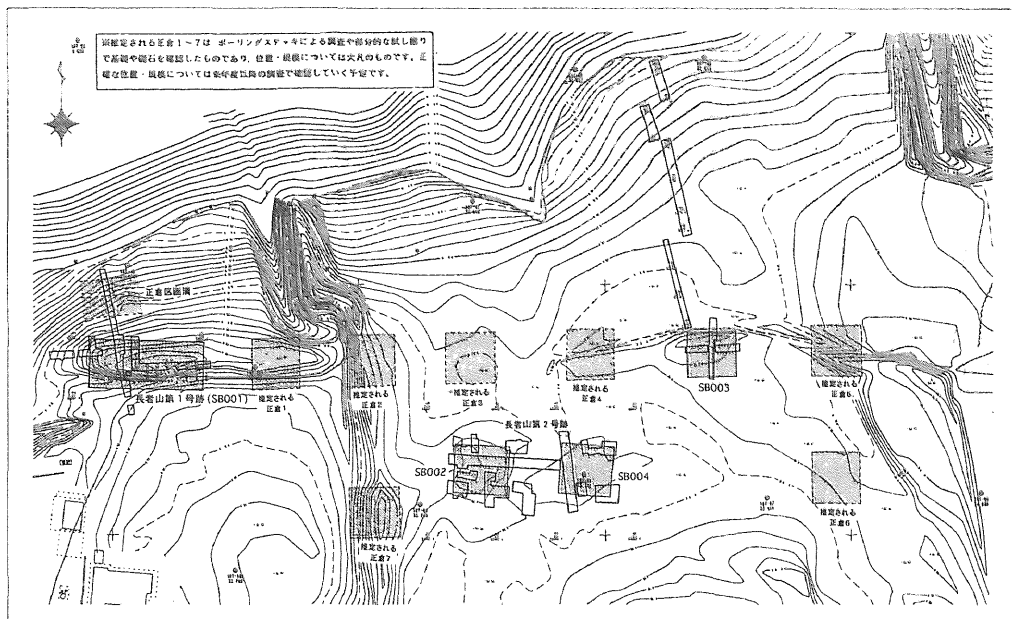
2. 発掘調査のあゆみ

長者山地区は、昭和18年に高井悌三郎（当時、茨城県女子師範学校教諭）によって初めて発掘調査が行われ、瓦葺の総柱式礎石建物2棟（瓦倉）が確認された。この成果を受けて昭和20年7月16日付で県の史跡指定を受けた。しかしながら、昭和39年に刊行された報告書『常陸台渡廢寺跡・下総結城八幡瓦窯跡』では、官衙ではなく、南に位置する観音堂山地区の寺院の施設の一部として理解されていた（高井1964）。

その後、昭和48年に行われた水戸市教育委員会による発掘調査では、主軸方向の異なる掘り込み地業を持つ礎石建物跡が2棟確認され（瓦吹1991）、那賀郡衙正倉院としての理解がなされるとともに、正倉院の造営が複数時期にわたっていた可能性があることが判明した。



第3図 台渡里廃寺跡の地区構成



第4図 長者山地区で確認された正倉群

昭和48年の調査以降、しばらく長者山地区で発掘調査が行われることはなかったが、平成18年度から水戸市教育委員会による範囲確認調査が開始された。平成18年度の調査では、高井の調査で確認されていた「長者山第1号跡 (SB001)」と「長者山第2号跡 (SB002)」の所在確認と正倉院を囲繞する区画溝の探索が行われた (水戸市教育委員会 2007, 川口 2007c)。

調査の結果、長者山第1号跡 (SB001) は正倉院の最北西に位置する7×3間の総地業で、地業の規模は東西24.0m、南北9.6mという長大な礎石建物跡であることが確認された (第4図)。柱間は桁行10尺 (3.0m)、梁行8尺 (2.4m)の東西棟で、桁行が20mを超えることから、法倉とみられる。掘込み地業の深さや下層遺構の有無を確認するために断面断ち割りを実施したところ、7世紀後半の土器が出土する竪穴住居跡が2軒下層から確認され、それを切る形で壺地業と布地業の痕跡が確認された¹⁾。遺構の切り合い関係の順序は、7世紀後半の竪穴住居跡→壺地業 (瓦含む) →桁行方向の布地業 (縄叩きの平瓦片含む) →総地業である。基壇上には、火災で焼失した際に焼け落ちて堆積したとみられる瓦層の堆積が認められた。瓦は凸面に糸切痕を残す平瓦や凸面にヘラケズリの痕跡を持つ平瓦、有段式丸瓦が圧倒的に多く、160点以上の人名・郷里名文字瓦が出土している。また、当建物からは多賀城跡から出土する重弁八葉蓮華文軒丸瓦に類似した軒丸瓦も出土している。

「長者山第2号跡」は、桁行が20mを超える1棟の礎石建物であると考えられてきたが (高井前掲)、調査の結果、10m四方の基礎を持つ3×3間の礎石建物跡が2棟 (SB002, SB004)、10mの空闲地を隔てて並んでいるものであることが確認された。

西側のSB002は3×3間の礎石建物跡で、地業の規模は南北9.8m、東西11.1mであった。柱

間は9尺（2.7m）等間で、地業の北西部付近および南東隅付近には、火災で焼失した際に焼け落ちて堆積したとみられる瓦層（縄叩き桶巻き作りの平瓦、有段式丸瓦が多い）が確認された。南東隅付近で認められた瓦層の下からは、炭化米が出土している。

東側のSB004は、3×3間の礎石東側の礎石建物跡で、地業は長さ10.0m、幅2.0m、深さ1.4mの4列の地業からなる布地業である。地業の規模は南北10.0m、東西10.6m、柱間は10尺（3.0m）で、地業の上およびその周辺には焼失した際に焼け落ちたとみられる瓦層が確認されているが、SB002よりは少ない。

栃木県上三川町上神主・茂原官衙遺跡SB01や栃木県那珂川町那須官衙遺跡TG161のように郡衙正倉院の中で桁行が20mを超えるような礎石建物が総瓦葺と判明している例はあったが、基礎地業の形が正方形となるような3×3間の正倉は、板葺きか茅葺きあるいは棟の部分のみ瓦を葺いた鬘斗棟や薨棟等の例が一般的であると考えられてきた。

ところが、SB002は、瓦の出土量から総瓦葺の瓦倉と考えられ、那賀郡衙正倉院ではSB001のような法倉だけでなく、3×3間の一般的な正倉（凡倉）の一部にも総瓦葺を採用していた事実が判明したのである。次節ではこれらの瓦倉から出土している文字瓦の研究のあゆみを振り返っておきたい。

3. 文字瓦研究のあゆみ

長者山地区の瓦倉から出土した文字瓦については、高井悌三郎、森 郁夫、黒澤彰哉、山中敏史、山路直充、志賀 崇の諸氏と筆者の研究がある。

長者山地区を最初に調査した高井悌三郎は、観音堂山地区と長者山地区の文字瓦にみられる焼成、胎土、記銘される文字の差異を取り上げ、観音堂山地区のものが古く、長者山地区のものが新しいと仮定した。そして創建当初は賦課に応ずる里、郷里の貢納物であったものが後に有力者の知識物へと性格が変化したことを指摘した（高井 1959・1964）。

森 郁夫は、郷里名を持つ文字瓦を郷里制の廃止された天平12（740）年以前に生産されたものと位置付け、高井と同様、律令税制に基づく賦課の結果であると理解した（森 1973・1986・2001）。

黒澤彰哉は、長者山地区と観音堂山地区・南方地区の文字瓦の凸面や凹面にみられる叩き板や調整などの製作痕跡の相違点を再確認し、茨城郡の事例を参照することにより、高井の想定していた時間差が確実に存在することを指摘した。しかし、地名から人名へと移行するという高井の見解については、官衙地区から出土する瓦と寺院から出土する瓦に性格の違いがあることから、同一には扱えないことを指摘した（黒澤 1998・2000）。

山路直充の見解は、上位の行政組織の関与で下位の組織に瓦の生産経費を負担させたとする点は先行研究と同じであるが、瓦屋で重複する発注に対して仕分・識別を行うために発注者名を記名するシステムであると評価し、長者山地区（那賀郡衙正倉院）の文字瓦に多賀城第Ⅰ期の文字瓦の記銘システムの影響があったと想定した（山路 2005a・2005b）。

山中敏史は長者山地区の文字瓦の位置づけについて、山路の見解を支持し、数郷以上からの瓦貢進の結果として捉えた。そして、観音堂山地区にも共通する郷里名の文字瓦があることから、郡衙周辺寺院である観音堂山地区・南方地区の修造においても同様の記録システムが採用されていたことを指摘した。さらに経費を負担する各郷の組織は、直接的に瓦生産に関与していたのではなく、多くは瓦生産経費に代わる稲などの物品や労働力などを負担する形を採っていたとし、台渡里廃寺跡の修造は那賀郡大領一族の資材だけで完遂されたのではなく、郷を単位とした雑徭などの税負担方式か、それに準じた資材・労働力調達方式が導入されることによって達成されたことを意味するとし、郡衙周辺寺院の官寺的性格を強調した（山中 2005）。

志賀 崇も山中と同様、山路の見解を支持し、観音堂山地区から長者山地区（郡衙正倉院）と同様の郷名・人名文字瓦が出土しており、時期的な問題はあっても、同じ体制下（雑徭の代納）で瓦生産が行われていたと理解した（志賀 2005）。

筆者は、台渡里廃寺跡の概要について報告した論考において、長者山地区の文字瓦について「当地区の文字瓦にはヘラ書きの人名文字瓦が多いが、ヘラ書きの郷名瓦、郷名の押印文字瓦、成形台文字瓦もある。人名文字瓦は「土師部小刀良」、「忍男」、「真国」、「□麻呂」、「□由人」など全て男性名であり、課役賦課の対象外にあった僧尼や女性の名前は1点もなく、非常に作為的である。両面糸切り平瓦、ヘラケズリ平瓦に多い」（川口 2005：54頁）という特徴を指摘し、「高井悌三郎氏や黒澤彰哉氏が既に指摘されているように、寺院である観音堂山・南方地区と那賀郡衙正倉である長者山地区の文字瓦は、異なる時期に異なる方式で生産された可能性が高い。寺院に葺かれる瓦はともかく、官衙に葺かれる瓦を知識物の表示と考えるのは難しい。瓦倉に人名文字瓦が葺かれる点については、上神主・茂原官衙遺跡の文字瓦と共通しており、上原真人氏が指摘されているような貢納制原理に基づく調達（26）や山中敏史氏、山路直充氏が指摘する雑徭の代納などの背景が考えられようか」（川口 2005：55頁）と述べた。

また、高井の調査で出土した長者山地区の文字瓦を再報告した論考では、268点のうち、260点が長者山第1号跡から出土しているのに対し、長者山第2号跡からは1点しか出土していないことを再確認し、人名文字瓦については、全て男性の名前ばかりで、女性の名前は1点も確認されていないこと、郷里名文字瓦は那賀郡内の全ての郷里名が確認されている訳ではないこと、特定の郷名を記した押印文字瓦が存在すること、特定の場所・方向に記録するものが見られることを指摘した（川口 2007a）。さらに、「生マ色万」、「忍男」、「丈マ里」、「阿波郷大田」、「飛」という5つの共通するヘラ書きを持つ文字瓦14点を取り上げ、その筆跡の在り方から、同文（名）同筆と考えられる可能性が高いものと同文（名）異筆と考えられる可能性が高いものの両者が存在すること、同文（名）異筆と考えられる文字瓦については2～3名以上の記録者が関わっていたと予測できることなどを指摘した（川口前掲）。しかし、記録者の編成について言及した一方で、瓦に記録された名前がどのような人物であったのか、記録者とどのような関係にあったのかについては論じることが出来ず課題として残された。

Ⅲ. 瓦倉の瓦に記銘された名前は誰か

高井の調査で長者山地区から出土した文字瓦は計268点あり、そのうち注記がない8点を除いた260点がSB001（長者山第1号跡）から出土したものである²⁾。これらの文字瓦は、記銘内容から那賀郡内の郷里名と考えられるもの49点、人名と考えられるもの39点、郷里名と人名を記銘したものの8点、数字を記銘したものの22点、釈読は可能であっても文字の意味が不明なもの（記号を含む）34点、釈読が不可能なもの47点、円形の押印が施されたもの79（うち11点はヘラ書きも併記）点、絵画と考えられるもの1点に分類される（川口 2007a）。筆者は人名が記された文字瓦39点のうち、同一人物の名前を記した文字瓦の存在に注目している。

また、平成18年度に水戸市教育委員会が行った範囲確認調査では、SB001（長者山第1号跡）から160点以上の郷里名・人名文字瓦が出土しており（水戸市教育委員会 2007）、それらの中には高井の調査資料と共通する文字瓦が含まれている。同一人物名が記銘された文字瓦は、生産組織の在り方を推定する貴重な手がかりとなることから、以下では、同一人物の名前が記銘されたヘラ書き文字瓦を8点取り上げ、その諸属性について検討してみたい。

1. 同一人名文字瓦の検討

SB001（長者山第1号跡）から出土した文字瓦のうち、凸面の調整が不明な平瓦54点と玉縁の有無が不明な丸瓦41点を除いた173点の87%が凸面にヘラケズリの痕跡を持つ平瓦と凸面に糸切り痕を残す未調整の平瓦、有段式丸瓦である（第1表）。

これらの特徴を持つ平瓦や丸瓦は、ひたちなか市原の寺瓦窯跡群57-1号窯の上層から出土しているものと胎土や調整の特徴が酷似しており、同時期に生産された資料群と考えられるものである（川崎・鴨志田 1980・1981, 鴨志田 2003）。

ヘラ書き文字は、記銘位置、筆記具の先端形状と太さ、文字の書体、文字の筆順、筆記具の止め方、払い方などの諸要素から構成される。以下では、これらの要素を検討し、ヘラ書き文字には記銘者の書き癖が反映されるという前提に基づき、同一人名ヘラ書き文字の記銘者が何人いたのかを推定する。

まず、「生マ色万」（第5図-1～2）と「色万」（第5図-4）についてみてみよう。1と2の記銘位置は、いずれも分割位置に若干の違いがみられるものの、有段式丸瓦の玉縁部の凸面側に記銘されており、記銘方向も広端部側から狭端部側に向かって記銘されている点で共通している。ヘラ書き文字の断面形状と太さをみると、いずれも断面形状がU字形を呈する幅広の筆記具で記銘されており、ヘラ書き文字の幅は、殆ど同じであることから、同じような工具で記

第1表 瓦の種類別の文字瓦点数と比率

	点数	比率(%)
縄叩き平瓦	19	7.1
菱形格子叩き平瓦	2	0.7
平行叩き平瓦	1	0.4
ヘラ削り平瓦	67	25
凸面糸切り平瓦	69	25.7
平瓦	54	20.2
有段式丸瓦	15	5.6
丸瓦	41	15.3



1. 生部色万

2. 生部色万

3. 口真國



4. 色万

5. 真國



6. 忍男

7. 忍男

8. 忍男

第5図 同一人名がヘラ書きされた文字瓦

銘されたものと考えられる。「色」については、2が五画目が省略されているのに対し、1はきちんと記銘されている点等、僅かな差異は認められるが、「生」の崩し方や「マ」の払い方、「色」の崩し方は極めて酷似している。従って、この2点の文字瓦については同名同筆であり、記銘者は特定個人による製品の可能性が高いということになる。

上部を欠失している文字瓦「色万」（第5図-4）は、凸面に糸切り痕を残す平瓦の凹面側に記銘されている点で異なっており、「色」の二画目が1や2よりも長く延びている点でも異なっている。

さらに「万」の字については1が一画目と二画目が直交して切り合っているのに対し、4は一画目と二画目に切り合いが認められない点で異なっている。このような状況から4は1と2とは異なる人物による製品と見るべきであろう。さらに記銘者が「生部色万」という人物でなかったことも予測される。

次に「真國」を見てみよう（第5図-3・5）。3と5はいずれも凸面にヘラケズリの痕跡がみられる平瓦の凸面に記銘されたものである。ヘラ書き文字の断面形状と太さをみると、いずれも断面形状がU字形を呈する幅広の筆記具で記銘されており、ヘラ書き文字の幅は、殆ど同じであることから、同じような工具で記銘されたものと考えられる。3は「真」の字が完全に残っているが、5は「真」の字が八画目～十画目までしか残存していないため、「國」の字の運筆状況に注目したい。まず二画目であるが、3は直線的な「冂」となっているのに対し、5は丸みを帯びた「冂」となっている点で異なっている。さらに三画目から十画目に注目すると、3が「Z」→「\」→「'」→「'」から構成されているのに対し、5は「\」→「Z」→「\」→「'」から構成されており、筆跡と筆順が明らかに異なっている。このように「國」の字の筆跡・筆順が異なることから、3と5は異なる人物による製品とみられ、最低でも2名以上の記銘者の存在が予測されるとともに、記銘者が「真國」という人物でなかったことも予測される。

最後に「忍男」を見てみよう（第6図-6～8）。いずれも凸面にヘラケズリの痕跡がみられる平瓦の凸面に記銘されたものである。ヘラ書き文字の断面形状と太さをみると、いずれも断面形状がU字形を呈する幅広の筆記具で記銘されており、ヘラ書き文字の幅は、殆ど同じであることから、同じような工具で記銘されたものと考えられる。7と8の「忍」と「男」の字体は、両方とも「心」や「田」、「力」の部分の払い方が類似しているが、6は「忍」も「男」の字体も7と8とは明らかに異なっている。

また、6～8の記銘されている文字の幅は殆ど同じであり、同じような筆記具で記銘していると考えられるが、字形の相違からこれら3点の文字瓦は同名異筆と考えざるを得ない。従って、これら3点の文字瓦からは、最低でも2名以上の記銘者の存在が予測されるとともに、記銘者が「忍男」という人物でなかったことも予測される。

以上の事例から、筆者は、那賀郡衙正倉院の瓦倉に葺かれる瓦を生産していた瓦屋では、2～3名以上の工人が記銘に携わっていたと推定し、記銘されている人物の性別がすべて男性名

に限られることから、雑徭の実役代納を示す文字資料ではないかと考えた（川口 2007b）。

文字瓦から雑徭の実役代納について初めて言及したのは山中敏史である。山中は地方官衙と労働力編成について考察した論文の中で、栃木県上三川町上神主・茂原遺跡から見つかっている桁行31.6m、梁行9.1mの巨大な瓦倉に着目し、「この倉の瓦は、その製作技法などから数人の瓦工によって製作されたと推定されている。木工寮式作瓦条には、工人一日当たりが作るべき量は、丸片瓦では90枚、軒平瓦28枚、軒丸瓦23枚と規定されている。上記の倉の瓦製作にあたった瓦工らの労働日数は、葺かれた瓦の量からみて雑徭相当日数をはるかに超える期間に及んだとみてよい。このように、「臨時加徴型」に属する労役の場合、少なくとも熟練を要する技術者などの場合には、その個人の雑徭相当日数だけではまかなえない労働量が徴発されている」（山中 2003:41頁）と述べている。さらに「官衙の経常的・臨時的労役を問わず、雑徭相当期間を超えた特定個人の恒常の出仕や労役徴発にあたっては、その直接的な出仕や労役に従事しない他の課丁からは、雑徭を稲など代納物として徴収し、それを財源として給糧するという方式が採られていた。～中略～ 前掲の上神主・茂原遺跡で検出された瓦倉の瓦にみられる人名文字瓦も、上記の代納物負担システムの一部を示すものであろう。この正倉の瓦には河内郡内複数郷にわたるとみられる多数の人名文字瓦がある。こうした人名瓦などをめぐっては、労務管理説、知識説、律令的徴税制度による負担説、貢納節などの議論があるが、この事例では女性名や僧侶名など知識をうかがわせる名前は見られない。また、瓦に記された人名はその数の多さから見て瓦工とは考えがたく、労務管理用とも言い難い。ここに名が記された人々は、直接造瓦所での労働に従事したわけではなく、瓦製作に要する給糧等をも含む造営経費や別の労役を負担したことに伴い、その経費・労役負担者の証として人名が記されたとみてよからう。この正倉の造営が雑徭に基づく労働力で進められたとするならば、この事例は雑徭日数を超えて瓦製作などの実役に従事したものと、雑徭の代納物としてその給糧経費などを負担した者とが分化していたことを意味する」（山中前掲：43頁）という重要な指摘を行っている。

ここで、台渡里廃寺跡長者山地区から出土している人名文字瓦に立ち返ってみよう。もし、生部色万や真國、忍男が瓦工の名前であったとすれば、自分の名前を記録する訳であるから、同じ名前のものは全て同じような筆跡（同名同筆）になるはずである。ところが、忍男や真國の文字瓦には明らかに筆跡・筆順が異なるものが含まれていた。そうすると、忍男や真國は瓦工の名前とは考えにくいことになる。では誰の名前であったのか。

長者山地区は上神主・茂原官衙遺跡と同じような郡衙の正倉院であり、規模こそ違えど、大形の瓦倉から同じような人名文字瓦が出土していることから、上記の山中の理解のように、瓦倉の造営などの力役に徴発されなかった男性で、瓦工や力役に従事する徭丁らに給糧する稲などを納める代わりに、雑徭の徴発を免除された人物の名前であったと理解するのが自然である。

2. 法倉に人名文字瓦が葺かれる背景

次にこうした人名文字瓦が台渡里廃寺跡長者山地区の瓦倉の屋根に葺かれた背景について考えてみたい。山中敏史は多数の人名文字瓦が出土した上神主・茂原官衙遺跡のSB01が、動用穀を収納する「救済」用の法倉とみられることを重視し、「その造営に参画することによって救済されるという、福田思想あるいは知識に似た考え方が示され、その証を書き記すことで雑徭徴発を円滑に推し進めようとする河内郡司らの意向が働いていた」（山中 2003:44 頁）と評価している。

動用穀とは、国家の慶事・大事や疫病・災害などに際して、高齢者や貧窮者・被災者などに稲穀などを支給し救済することを名目とした制度である賑給などに出用された穀稲である。さらに山中は、上神主・茂原官衙遺跡のSB01から出土している人名文字瓦を取り上げた別稿において「法倉という『困窮者を救済する』象徴的な倉の造営に伴う雑徭の徴発にあたって、その造営に参画することによって自らの救済の道も開かれるという、仏教における福田思想や知識と同様の考え方が動員された可能性があるのではなからうか。また、法倉という名称は、律令法の理念を体現する倉という意味とも推定しうるが、法の語が仏法の意味で用いられることが多いことを勘案すると、民衆救済の仏教的理念が組み込まれた倉を意味する名称であった可能性も少なくない。とすれば、法倉自体が知識の対象ともなりうる建物であったとも言える。上神主・茂原官衙遺跡における法倉の造営においては、そうした知識的行為になぞらえて雑徭徴発を円滑に進めようとする方式が採用され、徭丁らの氏・名を瓦に刻字することによって、各人が法倉の造営に参画した証としての意味を持たせたのではなからうか」（山中 2007：7 頁）と論じている。

ただし、山中の見解に対して疑問を投げかける研究者もいる。その一人が山路直充である。山路は平成16年12月17日・18日に奈良文化財研究所で開催された第9回古代官衙・集落研究会「地方官衙と寺院」の総合討議の中で次のようにコメントしている。「では、瓦の性格は何かというと、官衙にもこういった文字瓦が出ますから、完全にこれは知識ではないと思います。知識に似た思想だと山中先生はおっしゃっていますが、私はそうではなくて、やはりこれは税の一種とみていいのではないかと。特に官衙を造営する時の一つの税のあり方として雑徭があるので、私は雑徭の代納の結果、こういったものを依頼、生産されているという時に出てくるのだらうと思います」（山中・志賀編 2005：208 頁）。

また、平成17年11月26・27日に山形国際ホテルで開催された東北文字資料研究会における口頭発表の要旨では、「上神主・茂原遺跡の文字瓦について生産経費は雑徭の代納を想定し、瓦が葺かれた法倉が災害・老人・病人の救済のための稲穀を収納する倉であったことから福田思想を強調（山中 2003）。記銘と特定の思想が関わるのであれば多賀城や武蔵国府で用いられた文字瓦にどのような思想を想定するのか？」（山路 2005a:42～43 頁）と述べ、山中の見解に疑問を投げかけている。

さらに山路は別稿で「また、郡家の文字瓦では下野の上神主・茂原遺跡（下野国河内郡家も

しくは別院)の正倉出土の文字瓦も忘れてはならない(13)。上神主・茂原遺跡はかつて寺に想定され、「酒マ万呂」のような姓+名の籠書き人名文字瓦は知識物とされてきた。しかし、発掘調査の結果、瓦が法倉という正倉の中心となる長大な倉に葺かれたことが明らかになり、瓦の性格は一転して知識物ではなくなった(山路 2005b:301頁)と評価している。

長者山地区は那賀郡衙正倉院という官衙遺跡に比定されており、文字瓦は瓦葺の正倉から出土していることから、山路が指摘しているように知識物という見方は難しいだろう。

ただし、台渡里廃寺跡長者山地区の文字瓦が出土している建物を特定してみると、高井悌三郎の調査で出土している268点の文字瓦のうち、260点が法倉とみられるSB001から出土しており、3×3間の一般的な正倉とみられるSB002からは僅か2点しか出土していない³⁾。

何故、SB001とSB002は同じ総瓦葺の瓦倉であるのにこのような差異が認められるのであろうか。このSB001とSB002に葺かれていた瓦には時期差があることが、平成18年度に行われた水戸市教育委員会による確認調査で明らかとなっており、SB001の地業中にSB002に葺かれていたものと同じ桶巻き作り縄叩き平瓦が出土している(川口・新垣 2007)。この調査結果から、桶巻き作り縄叩き平瓦が古く、SB001に葺かれていた凸面糸切痕平瓦・凸面ヘラケズリ平瓦の方が新しいことは明白である。そうすると単なる時期差ということになるのだろうか。

ただし、そこでひとつ疑問が残るのは、何故、法倉とみられる総瓦葺瓦倉SB001の造営に際して人名文字瓦が生産されて、SB002のような3×3間の総瓦葺瓦倉の造営に際して、人名文字瓦が生産されなかったのかという点である。

法倉は、現状ではSB001の1棟しか確認されていないが(第4図)、法倉よりも規模が小さい瓦倉は、SB002やその南側で確認されている長者山第3号跡や第4号跡のように複数棟存在する可能性が高い(第3図)。また、平成18年度の範囲確認調査では、3×3間程度の規模を持つ正倉が10棟以上存在することが確認されている(第4図)。ボーリング調査で確認されたものが大半であるため、全ての正倉が瓦倉であったかという点については未詳であるが、長者山第3号跡や第4号跡からもSB002と共通する瓦が出土しており⁴⁾、同時期に多数の瓦倉が造営されていた可能性は高い。

SB002のような3×3間の総瓦葺の瓦倉を複数棟造営する場合に必要な瓦の量とSB001のような7×3間の総瓦葺の瓦倉(法倉)1棟の造営に際して必要とされた瓦の量とを比較した場合、前者の方が遙かに多く必要されたことは明白である。仮に長者山第3号跡や第4号跡が総瓦葺の瓦倉でなく、鬘斗棟や葦棟の瓦倉であったとしても、一時期に複数棟の瓦倉を造営したとすれば、それなりの瓦は必要となっただけである。そのような多数の瓦が必要とされる状況下で何故、人名文字瓦が生産されなかったのだろうか。

造営時期が異なれば、葺かれる瓦の様式にも違いが現れる点は考慮する必要がある。しかし、人名文字瓦が生産される時期とされない時期が存在する背景を単純に時期差に直結して良いのだろうか。その背景には、SB002のように郡衙正倉院に普遍的に存在する正倉と法倉という救済目的の性格を持った特殊な正倉SB001との性格差があることも考慮する必要があるのではな

いか。

山中敏史が指摘しているように、法倉自体は知識の対象ともなりうる建物であり（山中2007）、那賀郡衛正倉院の法倉SB001の造営に際しても、上神主・茂原官衙遺跡と同じような知識的行為を媒介とした雑徭徴発を円滑に進める方式が採用され、瓦工や力役に従事する徭丁らに給糧する稲などを代納し、雑徭を免除された人物の名前を瓦に記銘することによって各人が法倉の造営に参画した証としての意味を持たせたのではないだろうか。

IV. 課題と展望

本稿では、台渡里廃寺跡長者山地区のSB001から出土している同一人名がヘラ書きされた文字瓦を取り上げ、記銘位置、筆記具の先端形状や運筆状況について検討を行った。その結果、同一人名の文字瓦はひとりの人間によって記銘されたのではなく、複数の人間によって記銘されている状況を明らかにし、記銘された名前は瓦工のものではなく、瓦工や力役に従事する徭丁らに給糧する稲などを納めた代わりに、雑徭を免除された人物の名前であろうと理解した。さらに、人名文字瓦が郡衙の正倉院に普遍的にみられる正倉ではなく、法倉とみられる大型の正倉からのみ出土している現象の背景に、人名文字瓦が葺かれた瓦倉SB001が、法倉という賑給用などに出用された穀稲を収納する救済的な性格を目的としていた特殊性を考慮すべきではないかと指摘した。

しかしながら、取り上げた人名文字瓦はまだ点数的に少ない。平成18年度に水戸市教育委員会が実施した範囲確認調査の出土遺物の整理作業は現在進行中であり、これから人名文字瓦の点数はまだ増える可能性がある。今後、追加資料も含めて本稿で提示した私見が妥当であるのか否か、稿を改めて検討する必要がある。

また、本稿で言及した下野の上神主・茂原官衙遺跡SB01では1,500点近い人名文字瓦が出土しているが、台渡里廃寺跡長者山地区の場合には、人名文字瓦だけでなく、郷里名のみを記した文字瓦も少なからず出土している。同じような法倉であっても個人名だけが記される場合と個人名だけでなく、地名が示される場合もあることの質的・量的差異が何故、生じるのかについても評価する必要があるだろう。

さらに、今回は、記銘されている人物の名前は記銘者ではなく、記銘者が雑徭相当日数を超過した際に支給される食糧等の経費を負担した人物であると理解したが、瓦に記銘した人物が瓦工であったのかあるいは、瓦屋に駐在する監督者のような人物であったのかという問題については検討出来なかった。瓦工が何名存在し、監督者が何名存在したのかという造瓦組織の編成については、文字瓦のヘラ書きや押印の記銘位置、記銘方向と平瓦・丸瓦に残される糸切痕・ケズリ・ナデ調整の方向等瓦の凹面や凸面に残される製作痕跡の重層的検討（川口2008）が必要であり、今後の検討課題のひとつでもある。以上の課題を少しずつ解決していくことを誓い、稿了としたい。

<謝辞>

本稿は、2007年10月27日に（財）愛知県教育・スポーツ振興財団 愛知県埋蔵文化財センターにおいて開催された、第4回須恵器窯構造検討会総括討論会における筆者の口頭報告「瓦倉の瓦に文字を記銘したのは誰か—茨城県水戸市台渡里廃寺跡長者山地区出土文字瓦の分析から—」を文章化したものである。討論会の席上では、京都府立大学の菱田哲郎先生、立命館大学の木立雅明先生、兵庫県立博物館の森内秀三氏、小松市教育委員会の望月精司氏諸氏から有益なご助言を賜った。

本稿の基盤を成す台渡里廃寺跡長者山地区の文字瓦の調査は、文部科学省学術フロンティア推進事業「日本古代文化における文字・図像・伝承と宗教の総合的研究」（研究代表者 吉村武彦）のサブプロジェクト②「文字・図像研究」の一環で実施させていただいたものであり、その研究成果の一部を含んでいる。財団法人辰馬考古資料館保管資料の調査および資料の掲載に際しては、金関 恕氏と青木政幸氏のご高配を賜った。

本紀要への投稿にあたっては、常木 晃教授に御配慮をいただいた。さらに、次の方々からも日頃から多くの御教示をいただくとともに、種々のご協力を賜っている。文末ではありますが、御芳名を記して御礼を申し上げます。

青山俊明，阿久津 久，渥美賢吾，出浦 崇，大橋泰夫，岡本孝之，岡本東三，加藤真二，鴨志田篤二，川井正一，川崎純徳，瓦吹 堅，黒澤彰哉，木本拳周，小松崎博一，後藤道雄，近藤康司，斎藤弘道，坂井秀弥，佐々木義則，新垣清貴，須田亜紀，須田 勉，清野孝之，清野陽一，高島英之，玉田芳英，三舟隆之，宮内良隆，森 郁夫，山路直充，山中敏史，茨城県教育庁文化課，茨城県立歴史館，古代官衙・集落研究会，帝塚山大学考古学研究所，取手市埋蔵文化財センター，文化庁記念物課，ひたちなか市埋蔵文化財調査センター，水戸市教育委員会（五十音順，敬称略）

註

- 1) SB001の下層で確認された壺地業と布地業の時期の礎石建物の規模や構造については、部分的なトレンチ調査であるため不明である。最上層の総地業の礎石建物と同規模を持つ前身建物であったのか、あるいは3×3間程度の礎石建物であったのかという問題については今後、レーダー探査のように遺構を傷めない手法に基づいて確認する必要がある。
- 2) 注記がない8点の文字瓦については、SB001（長者山第1号跡）から出土している凸面にヘラケズリの痕跡を持つ平瓦や凸面に糸切り痕を持つ未調整の平瓦や菱形格子叩きを持つ平瓦，丸瓦などと調整が共通していることから，SB001から出土した資料である可能性が高い。
- 3) 高井悌三郎によると，SB002（長者山第二号跡）からは「茨」とヘラ書きされたもの1点が出土しているようであり（高井 1964），水戸市教育委員会が平成18年度に実施したSB002の確認調査の際にも，凸面ヘラ削りの平瓦の凹面に「九」とヘラ書きされたもの1

点、凸面ヘラ削りの平瓦の凹面に「×」とヘラ書きされたもの1点が出土している（川口2007b）。

- 4) 長者山第3号跡および第4号跡の瓦を実見した須田 勉は「女瓦は南群と北群とで様相が異なり、前者は凸面縄叩き、格子叩き目を主体とし、後者は凸面にヘラ削りやナデ整形、糸切り離し痕をそのまま残すものなどを中心としている。また後者には、凹面の布目が潰れ、滑らかなものが含まれることから、二次成形時に布を使用しなかった可能性が高い」（須田2005:107頁）と指摘しており、南群（長者山第3号跡・第4号跡）の平瓦と北群（長者山第1号跡・第2号跡）の平瓦の製作技法に違いが見られることを明らかにしている。

引用・参考文献

- 大橋泰夫 1999 「古代における瓦倉について」『瓦衣千年—森 郁夫先生還暦記念論文集—』森 郁夫先生還暦記念論文集刊行会 190-198頁
- 2007 「丹塗り瓦倉の評価」『上神主・茂原官衙遺跡の諸問題』栃木県考古学会・宇都宮市教育委員会・上三川町教育委員会 113-138頁
- 川口武彦 2004 「常陸国那賀郡における郡衙と周辺寺院—茨城県指定史跡「台渡里廃寺跡」範囲確認調査成果を中心に—」『古代官衙・集落研究会 地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心に— 研究報告資料』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 45-63頁
- 2005 「常陸国那賀郡における郡衙と周辺寺院—国指定史跡「台渡里寺跡」範囲確認調査成果を中心に—」『地方官衙と寺院』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 49-78頁
- 2006a 「台渡里廃寺跡の文字瓦—辰馬考古資料館所蔵資料調査中間報告（1）—」『明治大学古代学研究所紀要』創刊号 明治大学古代学研究所 53-66頁
- 2006b 「常陸国の郡衙周辺寺院における礎石建物の調査手法と課題—国指定史跡「台渡里廃寺跡」の調査を中心に—」『帝京大学山梨文化財研究所古代考古学フォーラム 掘立柱・礎石建物建築の考古学—官衙・集落・寺院におけるその分析と研究法— 発表要旨』帝京大学山梨文化財研究所 84-107頁
- 2007a 「台渡里廃寺跡の文字瓦—辰馬考古資料館所蔵資料調査中間報告（2）—」『明治大学古代学研究所紀要』3号 明治大学古代学研究所 1-24頁
- 2007b 「発掘された常陸国最古の初期寺院—国指定史跡台渡里廃寺跡—」『常陸の歴史』35号 崙書房 1-21頁
- 2008 「常陸国新治郡衙周辺寺院と生産遺跡出土文字瓦の様相—史跡新治廃寺跡・上野原瓦窯跡出土資料を中心に—」『明治大学古代学研究所紀要』第6号 明治大学古代学研究所 1-34頁
- 川口武彦・小松崎博一・新垣清貴編 2005 『台渡里廃寺跡—範囲確認調査報告書—』水戸市教育委員会
- 川口武彦・新垣清貴 2007 「台渡里廃寺跡長者山地区—那賀郡衙正倉院の範囲確認調査—」『第29回研究発表会資料』茨城県考古学協会 45-48頁
- 川崎純徳・鴨志田篤二 1980 『原の寺瓦窯跡群発掘調査報告書』茨城県勝田市教育委員会
- 1981 『原の寺瓦窯跡群発掘調査報告書』茨城県勝田市教育委員会
- 鴨志田篤二 2003 「茨城県原の寺瓦窯跡とその周辺」『新世紀の考古学—大塚初重先生喜寿記念論文集—』大塚初重先生喜寿記念論文集刊行会 571-586頁
- 瓦吹 堅 1991 「水戸市台渡里廃寺覚書—観音堂山・南方・長者山地区の性格について—」『婆良岐考古』13 婆良岐考古同人会 35-40頁
- 佐々木義則 2000 「I 遺跡の概要 2 歴史的環境 —奈良・平安時代—」『武田石高遺跡 奈良・平安時代編（第1分冊）』ひたちなか市教育委員会・財団法人ひたちなか市文化スポーツ振興公社 7-11頁
- 志賀 崇 2003 「Ⅲ 官衙建物の遺構 Ⅲ-9 瓦葺建物の比率と時期」『古代の官衙遺跡 I 遺構編』独立行

政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 76-80頁

- 須田 勉 2005 「多賀城様式瓦の成立とその意義」『国士館大学文学部人文学会紀要』第37号 国士館大学文学部 91-120頁
- 高井悌三郎 1964 『常陸台渡廃寺跡・下総結城八幡瓦窯跡』綜藝舎
1995 「I 解説 (口) 寺院跡 6台渡廃寺跡」『茨城県史料 考古資料編 奈良・平安時代』茨城県 60-88頁
- 蓼沼香未由・川口武彦・池田敏宏・瓦吹 堅・黒澤彰哉・渥美賢吾 2004 『台渡里廃寺跡－集合住宅建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』水戸市教育委員会
- 水戸市教育委員会 2007 『平成18年度 茨城県指定史跡 台渡里廃寺跡長者山地区 範囲確認調査現地説明会資料』
- 森 郁夫 2001 「第三章 文字や絵のある瓦」『ものと人間の文化史100 瓦』法政大学出版局 197-224頁
- 山路直充 2005a 「文字瓦からみた陸奥と坂東－多賀城第I期の文字瓦を中心に－」『第3回東北文字資料研究会資料』東北文字資料研究会 35-52頁
2005b 「文字瓦の生産－7・8世紀の坂東諸国と陸奥国を中心に－」『文字と古代日本』3 吉川弘文館 279-311頁
- 山中敏史 1994 「第一章 正倉の構造と機能 (二) 正倉の建築構造と規模」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房 109-168頁
2003 「コメント 地方官衙と労働力編成」『日本史研究』487 日本史研究会 40-46頁
2007 「上神主・茂原官衙遺跡の倉庫群をめぐって」『上神主・茂原官衙遺跡の諸問題』栃木県考古学会・宇都宮市教育委員会・上三川町教育委員会 1-28頁
- 山中敏史・志賀 崇編 2005 「討議録」『地方官衙と寺院』独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 193-222頁

図表出典

- 第1図 国土地理院発行1:25,000「水戸」に加筆
- 第2図 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2006『郡衙周辺寺院の研究』より転載
- 第3図 (瓦吹 1991) より転載・加筆
- 第4図 (水戸市教育委員会 2007) より転載・加筆
- 第5図 筆者撮影
- 第1表 (川口 2007a) より転載

Whose name is written on official granary roof tiles?
Examination of roof tiles with the same inscribed
characters from Chojayama site, Daiwatari ruined temple, Mito city.

Many roof tiles inscribed with personal names were recovered from location SB001 at Chojayama site in Daiwatari ruined temple, Mito City, Ibaraki Prefecture. This site was identified as the location of official granaries of the Naka country seat, Hitachi province during the Nara period. The purpose of this paper is to consider the expenses involved in repairing official granaries in the Naka country seat, Hitachi province during the Nara period.

First I analysed roof tiles which were inscribed with the same names. Based on observation of the position and shape of the names and tools used it is certain that the names on different tiles were not inscribed by one person only, indicating that the names did not belong to craftsmen. The fact that the names were inscribed differently indicates that the craftsmen did not inscribe their own names. Yamanaka suggests it is likely that the inscription of names on roof tiles represented the names of people who supported the granary roof construction, for example by supplying food for the craftsmen (Yamanaka 2003, 2007).

The second point considered was the structures which contained inscribed roof tiles. They could be classified into two types according to their plan and size. One was a square plan, the other rectangular which was bigger than the square one. There were at least two or more of the former indicating that they were general granaries and only one of the latter suggesting it was a special type. Roof tiles inscribed with names were recovered from the rectangular granary only. In spite of their being more square granaries they did not contain any inscribed roof tiles. This is related to the special purpose of the rectangular granaries, 'Norikura' which provided relief to poor people in times of famine, festivals and so on.